

イメージデータで提出可能な添付書類

(申請・届出等 (電子帳簿保存法関係 (個人)))

イメージデータ (PDF 形式) による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、令和 5 年 4 月 1 日現在の法令に基づくものです。

手続の名称	添付書類の名称
国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出 (電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 8 条第 4 項・同法施行規則第 5 条第 1 項)	欄が不足する等により、届出書に添付したい書類がある場合には、その書類
国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出・国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出 (電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 8 条第 4 項・同法施行規則第 5 条第 2 項、旧同法第 7 条第 1 項)	欄が不足する等により、届出書に添付したい書類がある場合には、その書類
国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出・国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出 (電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 8 条第 4 項・同法施行規則第 5 条第 3 項、旧同法第 7 条第 2 項)	① 欄が不足する等により、届出書に添付したい書類がある場合には、その書類 ② 申請書に添付した書類に記載した事項の変更をしようとする場合は、変更後の添付書類
国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出 (過去分重要書類) (電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第 2 条第 9 項)	欄が不足する等により、届出書に添付したい書類がある場合には、その書類